

郵政民営化委員会（第116回）議事録

日 時：平成26年6月5日（木）9：30～10：30

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員
金融庁 池田審議官、伊野郵便貯金・保険監督総括参事官
総務省 藤野貯金保険課長

議 事：株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について
（意見募集の結果の報告）
（金融庁、総務省からのヒアリング）
（論点整理）

○増田委員長

おはようございます。ただ今から「郵政民営化委員会」第116回を開催いたします。

本日は、委員全員の出席を頂いておりますので定足数を満たしております。

お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。

「株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請」について、4月17日に金融庁長官及び総務大臣から、郵政民営化法第138条第5項の規定に基づき、当委員会に対し意見を求められております。

4月21日であります。前々回の委員会では、かんぽ生命保険から意見聴取を行ったところでございます。

今般、事務局においてかんぽ生命保険の新規業務の認可申請に係る意見募集を実施しましたので、まずは事務局から意見募集の結果を簡単に説明をお願いします。

○若林事務局次長

事務局次長の若林でございます。

「株式会社かんぽ生命保険のがん保険の受託販売等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」という形で、平成26年4月18日から5月15日までの間、意見募集を行いました。

その結果として、個人の方から3件の御意見を頂いております。資料116-1のとおり、概要をまとめてございます。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

続きまして、金融庁及び総務省から認可申請の審査状況について、恐縮ですが、7分程度で御説明をお願いいたします。御説明をしていただきました後、質疑応答を15分程度行うこととしたいと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。初めに金融庁からお願いします。

○池田審議官

金融庁監督局審議官の池田でございます。

郵政民営化委員会の委員の皆様には、常日頃各般の御指導を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、今、委員長からございましたように、かんぽ生命保険から金融庁に対しましては4月16日に新規業務の認可申請を頂いておりまして、これまで総務省とも御相談をしながら審査を進めてきております。

本日は、その審査に直接携わっております参事官の伊野から、現在の審査状況等について御説明をさせていただきたいと思っております。

○伊野郵便貯金・保険監督総括参事官

伊野でございます。

私から御説明をさせていただきたいと思っております。資料は右上に116-2と打たれております、金融庁から提出しております資料を御覧になりながらお聞き願えればと思っております。

まず、資料の1ページ目でございます。4月16日にかんぽ生命保険より申請がありました申請の概要でございます。

二つございまして、一つはアフラックのがん保険のかんぽ生命保険による受託販売、もう一つがアフラックのがん保険を販売する郵便局に対する教育・指導となっております。金融庁は、本件につきまして、郵政民営化法及び保険業法に基づき審査を行っているところでございます。

資料2ページを御覧いただければと思っております。

これは委員の皆様はよく御承知のことではございますが、郵政民営化法の観点から、他の生命保険会社との適正な競争関係、また、利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかどうかということについて、郵政民営化法上、審査を行うこととなっております。

次に、保険業法の関係でございますが、3ページは法律でございまして、4ページに保険業法施行規則が載っております。

保険業法施行規則の第51条の2に定められております、代理代行業務の審査基準、すなわち、業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができることと認められること、保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないこと、委託元の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないことといったことについて審査を行うこととなっております。

郵政民営化法の二つ目の審査基準、すなわち利用者への役務の適切な提供は、保険業法の審査の観点と相当程度重なっていると考えております。

それでは、審査上の具体的なチェックポイントについて、今回、認可申請があったそれぞれの業務に即して具体的に御説明をさせていただきたいと存じます。

まずは「①アフラックのがん保険の受託販売」でございます。

他社の保険商品の受託販売は、自社商品にない種類の保険商品を自社の顧客に提供する方法として、他の民間の保険会社でも一般に行われている業務でございます。かんぽ生命保険でも、既に日本生命保険など8社の法人営業用定期保険の受託販売を行っているところでございます。

かんぽ生命保険にとっては、アフラックと提携すること及びがん保険を取り扱うことは今回が初めてということになります。したがって、審査では、かんぽ生命保険とアフラックが提携して適切に業務を行っていくか、がん保険の募集を適切に行うためのしっかりした態勢が構築できているかといったこと等について確認を行っております。

かんぽ生命保険は、アフラックと連携しつつ、がん保険の販売のための研修を実施するとしております。こういったこと等、これまでのヒアリングではおおむね問題がないのではないかと考えておるところでございます。

もう一つの項目であります、かんぽ生命保険による「②アフラックのがん保険を販売する郵便局に対する教育・指導」でございますが、これにつきましては、かんぽ生命保険は、自社の保険商品の販売についてはこれまで郵便局を教育・指導してきておりますが、他社商品の販売について郵便局を教育・指導することにつきましては、初めて取り扱う業務ということになります。

本件は、アフラック、日本郵政及びかんぽ生命保険の3社で提携をしてやっていくことを考える上で、保険契約者保護のため、募集管理を適切に行うために必要と判断されてきた業務と理解をしております。

保険代理店であります郵便局における、保険商品の説明や契約のフォローアップがきちんとできているかといったことにつきましては、日本郵便においてまずは適切に対応することに加えまして、保険会社による代理店に対する教育・指導が求められておりますが、一義的には委託元である保険会社、本件におきましてはアフラックがその責任を負うべきものという位置付けになります。

ですが、日本郵政及びアフラックはがん保険を取り扱う郵便局の拡大を目指すと承知をしております。保険を販売する郵便局を拡大するとしますと、小規模の郵便局も多く、それらをどのように適切に指導し、保険募集の品質を確保していけるのかということは、実際に取扱郵便局の拡大を行えるかどうかという判断において非常に重要なポイントとなりますので、郵便局ネ

ットワークについて知見を有するかんぽ生命保険の協力を得て、この拡大を行っているようにしているものと理解しております。

審査に当たりましては、郵便局に対する指導の計画が、アフラックとの役割分担や両者の連携態勢も含めまして、適切かつ実施可能なものとなっているのか、郵便局の指導に当たるかんぽ生命保険の担当者が、どのようにアフラックの商品知識を習得することとなっているのか、こういったことについて、確認を行う必要があると考えております。

実施に当たりましては、アフラックとかんぽ生命保険とが分担して行うこととなりますので、両者の間に落ちてしまい、どちらも十分な指導を行っていない、郵便局に対して十分な指導が行われていない部分が生じてしまうといった状況とならないか、具体的な業務分担を両者の間でしっかりと決めていくことが求められると考えております。この業務には、アフラックとかんぽ生命保険との間で緊密な連絡態勢が構築されていることが不可欠であると考えております。

この点、郵便局の個々のデータを踏まえた教育・指導はかんぽ生命保険の側で行い、がん保険に関する全般的な教育・指導といったものはアフラックが行うという説明がされておりました、この考え方は両者がそれぞれの得意分野を担当するという点で妥当なものではないかと考えておりますが、今後、仮に認可となり、実際に業務が行われるという場合には、両者間で十分に連携してより良い業務分担となるように、いわゆるPDCAサイクルを回して、必要な改善を引き続き今後も行っていくことが必要ではないかと考えております。

以上の点につきましては、これまでもヒアリングを行ってきておりました、こちらにつきましても、これまでのヒアリングではおおむね問題ないのではないかと考えておるところでございます。

次に、競争条件についてということでございますが、本件は郵便局・かんぽ生命保険の保険販売チャネルをかんぽ生命保険以外の保険会社が活用するものでございますので、かんぽ生命保険と他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するといった性格のものではないと考えております。

ただし、かんぽ生命保険や日本郵便がどの保険会社の商品を販売するかといったことにつきましては、受け取る手数料の水準など契約条件も含めまして、特定の者に対して不当な差別的取扱いがなされないよう公平性の観点に留意して、その決定が行われる必要があると考えております。この点についても、審査の過程で確認する必要があると考えております。

認可申請につきましても現時点での金融庁の考え方は、以上のとおりでございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○増田委員長

それでは、総務省からお願いします。

○藤野貯金保険課長

総務省の郵政行政部貯金保険課の藤野でございます。

お手元の資料116-3に沿って御説明させていただきたいと思えます。

内容的に、今、伊野参事官からお話があった内容と重なるところはできるだけ省略しながらお話をさせていただこうと思えます。

1ページ目でございますけれども「認可申請の概要」、それから参照条文として郵政民営化法の138条をここに書いてございますが、今、伊野参事官からもお話がありましたとおり、審査内容としましては、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないか、利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかの2点となっております。

新規業務の認可の制度でございますけれども、基本的には他の生命保険会社にはない規律を上乗せさせて、ほかの生命保険会社にはない部分というところは特に重要なのかなと思っております。

かんぽ生命保険は、一般論的に申し上げますと、他の生命保険会社にはない特有の事情として、まず第1に、日本郵政株式会社が議決権を保有する会社であるということがございます。

第2には、日本郵政グループとして負っているミッションがある。そして、そのためにグループにおいて行っている事業があるということがございます。特に重要なのがユニバーサルサービスの確保の責務でございます。このユニバーサルサービスは、郵便、貯金、送金、決済、生命保険について、郵便局で一体的にあまねく全国で利用可能とされるべきとされてございます。

第3でございますが、日本郵政が持っているミッションとの兼ね合いで、日本郵政グループにおいては郵便局ネットワークというインフラを持っていることがございます。

郵政民営化法の第138条に定めます、この二つの審査事項では、こういったかんぽ生命保険の持つ特有の事情のために適正な競争関係が阻害されていないかということと、こういったミッションに代表されるような、利用者への役務提供の適切性が阻害されていないかということが重要になるかと理解しております。

そういったことございまして、この審査に関しては具体的にどういう論点について当たる必要があるのかということをも2ページと3ページで例示させていただきました。

2ページ目でございますが、これは適正な競争関係を阻害するおそれがないということに関してでございます。

先ほど、日本郵政グループにおける特有な事情というのを3点言及させていただきましたけれども、議決権の保有の話、ユニバーサルサービス等の日本郵政グループの責務との兼ね合いに関しましては、今回の認可申請に係る業務の規模自体が小さいこともございますけれども、他の業務からの反競争的な支援が行われる等の事情も考えにくいかなとは思っております。

次に、役務の適切な提供の確保については3ページに論点を掲げさせていただいております。

こちらに書いておりますけれども、基本的に収支見込みが合理的なものであるのか、経営の健全性を確保したものであるのか、業務実施態勢はどうなっているか、あるいは、郵便局の支援に関しては、アフラックとかんぽ生命保険で当事者が2者おりますので、混乱等が起こらないように役割分担が明確になっているか等、主な論点をここに掲げております。こういったところを中心に審査をしてまいりたいと思っておりますが、現在のところ、特に問題があるとは思ってはいません。

以上が、総務省で行っている審査に関する概要で、大分端折らせていただきましたけれども、総務省ではこの郵政民営化委員会の調査審議の結果である御意見についてまたよく検討させていただきまして、金融庁とも連携を図りながら、この認可の是非の判断をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に移りたいと思います。

ただ今の両省庁の説明に対しまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

老川委員、お願いします。

○老川委員

御説明ありがとうございました。

金融庁に伺いたいと思うのですが、金融庁の御説明にありました、いわゆる審査の内容といいますか方法は、結局、書面を提出してもらってかんぽ生命保険に対するヒアリングということですね。つまり、まだ始まっていないわけだから、現場での検査とか、そういうことはないのだろうと思うのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○伊野郵便貯金・保険監督総括参事官

まさに、今、老川委員がおっしゃいましたように、申請がありましたので、それに関する書面を我々は頂いております。

申請がありましたので、順次関連する、我々が疑問に思うような部分については書面を出していただくなり、お越しいただいて口頭で説明いただくなりという作業をしておるところでございます。

○老川委員

分かりました。

ということは当然だろうと思うのですが、したがって、色々問題点というか、注目すべき点は、実際にこれから認可された場合、実際の運用を見ていって、問題があるかないかということを検証していくことがきっと必要なのだろうと思うのですが、そこら辺は間違いなくやっていただきたいというのは意見でございます。

○増田委員長

では、米澤代理、どうぞお願いします。

○米澤代理

どうも説明をありがとうございました。

2点ほどちょっとお伺いしたいと思いますが、1点目は、特に金融庁から説明があって、特に1ページ目の「②アフラックのがん保険を販売する郵便局に対する教育・指導」ということで、これはアフラックが担当する部分とかんぽ生命保険が担当する部分と、色々分担されると言いましたけれども、これはそうでなくても、今、普通の仕事がある中で、新たにこういう仕事、いわゆる教育・指導を行うことに関しまして、人員とかそういう態勢に問題はないのか。さもなければ、例えばアフラックなどはこれでもって少し人数を増やすとかということはされているのかどうか、十分な教育・指導ができるのかどうかの雰囲気をお教えいただきたいというのが1点です。

2番目は、総務省の話で、これは今日の話題になじまないのかもしれませんがけれども、アフラックがかんぽ生命保険と日本郵政にとって一番いいのかどうか、サービスを受ける方の我々にとってアフラックのサービスを提供するのが一番いいのかどうかという最初のところというのは、やはり議論をされたのかどうかということをお聞きしたい。色々我々は、アフラックのがん保険は、マーケットシェアが非常に高くていい商品をお売っていらっしゃるという感覚は持っていますけれども、そのところを、なぜアフラックなのかということの、何か合理的な説明があるのかどうかということをお聞きしたい。

この2点でございます。

○増田委員長

金融庁からお願いします。

○伊野郵便貯金・保険監督総括参事官

まず、第1点目についてでございます。

アフラックのがん保険を売る態勢を、かんぽ生命保険がどう作るのかということですが、我々がこれまで聞いているところでは、基本的には先ほど申し上げましたように、かんぽ生命保険がやるのは、これまで郵便局をかんぽ生命保険が自社の商品売ってもらうに当たって指導している経験がありますので、その指導の経験を生かす業務をかんぽ生命保険側が担当する。そういう意味では、これからも当然のことながら自社の商品売ってもらうために各郵便局をかんぽ生命保険は指導しますので、その延長線ないしはその中でアフラックの商品の販売に関する指導もやっていくと聞いております。

そういう意味では、特段プラスアルファで大量の人員をそこに投入しないといけないという状況ではないと聞いておりますし、実際にそうであろうと予測されます。もちろん、今後やっていく中でもうちょっと人員をそこに割かなければいけないということが出れば、そういった対応はしていただかなければいけないとは思いますが、直ちにこのために新たな人員を大量に投入しないといけないということではないと理解しております。

○米澤代理

分かりました。ありがとうございます。

○増田委員長

それでは、総務省お願いします。

○藤野貯金保険課長

例えば、がん保険に限らないわけですが、こういった商品を郵便局で販売していくかということところは、一義的には日本郵政あるいは日本郵便の経営判断であるのかなと思っております。色々な商品があって、それはどれが有利なものなのかということも総合的に見なければいけないところがございまして、こういう経営体としての自主性ということところは尊重しなくてはならないのかなと思っております。

ただ、一般的な言い方かもしれませんが、日本郵政の方で、では、どうしてアフラックのがん保険にしたのかということでは、元々シェアも高いということもあるかもしれませんが、商品としてもある程度、ある種の洗練されたもので、非常に売りやすい、郵便局で扱うのにもかなりやりやすい商品だということはあったということをおっしゃっております。それから、商品として魅力を感じてもらっているものであるということは考えたようでございます。

○米澤代理

ありがとうございました。

○増田委員長

三村委員、どうぞ。

○三村委員

総務省に御判断をお願いいたします。

先ほど3つの論点から審査をされて、基本的に日本郵政のあり方、ミッションと、ユニバーサルサービスの確保の責任ということについては、今回それほど異議はないだろうということで、ただ、先ほども金融庁からも御判断がございましたように、小さな郵便局まで当然取り扱うという話が将来的にあるかもしれない。

そうしたときに、これはかんぽ生命保険の自社商品の場合は当然ユニバーサルサービスということであるということなのですが、少し従来の範囲を越えた商品となったときに、それをどのように判断されるのか。それはあくまでかんぽ生命保険側の経営上のあり方と関連して、どの範囲で販売するか、どういう態勢で販売するかというのは、かんぽ生命保険の判断でいいと見るのか。あるいはやはりかんぽ生命保険がある程度関与する商品であれば、かなり広くそれを取り扱うという方向性で行くように考えるべきなのか。

ちょっと論点が違っているかもしれないのですが、2番目のところを外された意図だけで結構です。○藤野貯金保険課長

役務の適切な提供というのは非常に大事でございますので、その際の観点としましては、一つはユニバーサルサービスというものがございます。保険に関しては養老保険と終身保険なのでございますけれども、これに支障を来してはいけないということは、何か違う業務によって、例えばそれが非常に大きな赤字を出して、ユニバーサルサービスの方から何か援助をしてもらわなければいけないことが余り大きく生じると困るわけです。ですので、必ず厳密に収支見込みにおいて、どういう場面でも全部黒字でなくてはいけないとまでは申しませんが、安定的な収支がちゃんと見込まれるものは確保しなくてはいけないと思うのです。

それから、この役務自体につきましても、それ自体がユニバーサルサービスではないとしても、地域住民の利便の増進に資するものという位置付けになっておるものがございますから、そういう観点からやはりしっかりした役務として提供されなくてはいけないということで、そこはきっちり見させていただいていると思っております。

○増田委員長

どうぞ。金融庁の池田審議官、お願いします。

○池田審議官

今の関連で、これから郵便局の取扱いを拡大していこうというプランが提携

の関係者にあると。それを進めるための一つの対応として、今回、申請がされています、郵便局に対する教育・指導をかんぽ生命保険が一部手伝おうということではありますが、もう一つ、これは関係者からもある程度対外的にも表明されていると理解しておりますけれども、対応の郵便局が拡大していくに当たって、今、アフラックが提供しているがん保険があるわけですが、これもやはり多くの郵便局で売りやすい商品に若干変更する必要があるのではないかということに関係者では議論がされていて、説明が不十分でトラブルとなることを防ぐということも意識して、今、関係者の間では郵便局向けの新商品の開発をやるようとしている。それは取扱郵便局数の拡大を視野に入れてやっている。そういったものを組み合わせることによって、御指摘のような問題は解決をされていこうとされているのだと思います。

我々としては、冒頭にありましたけれども、今後も検査、監督を通じて、適切にそういうことが行われているかどうかということはフォローしていく必要があると考えています。

○増田委員長

分かりました。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。

今の池田審議官のお答えで改めて確認させていただきますが、やはり「適正な競争関係を担保する」というのは法律に基づいて重要なことなのですが、私の立場では、このことが「どれだけ国民の利便を向上させることになるか」ということも重要な判断基準だと思っています。

今、御説明いただきましたように、がん保険というふうに非常に抽象的に表現されていますけれども、内容についても、これまでのかんぽ生命保険が取り組んできた保険のメニューと、今回アフラックと提携することによって、より国民の利便が増すような提携という形になっていく方向で御指導をされつつ、審査もされているという理解でよろしいでしょうか。

再確認でございます。

○増田委員長

では、金融庁の池田審議官、どうぞ。

○池田審議官

保険会社あるいはその代理店である日本郵便がどういう商品を取り上げるかというのは、一義的にはその経営判断ということがございますので、私どもが一つひとつ、これは売るなとか売れとか、そういう立場ではないのですけれども、ただ、我々の立場で言いますと、結果として、それで何か事後に保険契

約者保護上、問題があるということがあれば、これは保険業法等に照らして問題がありますし、また今後、かんぽ生命保険とか日本郵便が自社の商品も含めて保険業務を更に展開していく上でかえってマイナスな結果になると考えておりました、そういう意味では、そうした色々な組み合わせの中で、やはりきちんと手を打ちながら、拡大をするなら拡大することが適切だと思っておりますし、我々はよく、アフラック側、かんぽ生命保険側、日本郵便側、そこはきちんと点検をしていきたいと考えています。

○増田委員長

それでは、総務省の藤野課長、どうぞ。

○藤野貯金保険課長

それから、郵便局で特に扱われる商品だということに着目いたしますと、この郵便局での受託販売については、日本郵便株式会社としてもその目的達成業務の中に位置付けられておりました、郵便局を活用して行う、地域住民の利便の増進に資する業務という位置付けになっておりますので、そういった観点からも適切性を欠くことがないかということは十分見ていきたいと思っております。

○清原委員

ありがとうございます。

○増田委員長

よろしゅうございますか。

それでは、予定の時間となりました。御質問はないようでございますので、ここで質疑を終えたいと思います。

両省庁の皆様方、本日はどうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

(金融庁及び総務省関係者退室)

○増田委員長

続きまして、前々回のかんぽ生命保険のヒアリング及び本日のヒアリング結果等に基づきまして意見交換を行いたいと思います。

あらかじめ事務局に議論の素材となる論点をまとめてもらっておりますので、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○若林事務局次長

資料116-4に沿いまして御説明していきたいと思っております。

委員長からの御指示をいただきまして、事務局におきまして、これまでの意見書の例に倣いまして、簡単ではございますけれども、この論点整理ペーパーを作成いたしております。

全体の構成は「1 基本的な考え方」、「2 「所見」の観点からの評価」、「3 申請に係る業務の認可に関する考え方」、「4 その他」という構成で

ありまして、これはこれまでの意見書と同様の構成としてございます。

まず「1 基本的な考え方」につきましては、これはもちろん、考え方はこれまでと同様でございますけれども「(1) 利用者利便の向上」、「(2) 適正な競争関係」、「(3) 業務遂行能力・業務運営態勢」、「(4) 経営の健全性の確保」という組み立てにしています。

「(1) 利用者利便の向上」につきましては、郵政民営化におきまして最も重要な視点ですので、これをまず第1に置いているということです。

「(2) 適正な競争関係」につきましては、従来から暗黙の政府保証といった論点も含め、様々な議論がございましたけれども、今回につきましては、そのような点は必ずしも論点にはならないと考えております。

この「(2) 適正な競争関係」につきましては、委員会におきましては、民営化の趣旨に鑑みると、株式市場からの規律を浸透させることが重要であって、そのときに形式的に議決権比率だけを考慮するわけではなくて、株式市場からの規律の観点から問題が少ないものは積極的に認めていって、株式市場からの規律の観点から問題があり得るものについては、内部管理態勢の整備状況について一層の考慮を行う必要があるといった議論を従来からしているところでございます。

「(3) 業務遂行能力・業務運営態勢」につきましては、民営化から6年以上が経過して、その間、所管省庁による検査、監督といったものを受けてきているということ踏まえまして、既に一定の水準にあるのが前提になっていると考えておりますけれども、これがしっかりできていないと利用者利便を損なうことにもなりかねませんので、どう評価するかということかと考えます。

「(4) 経営の健全性の確保」につきましては、これは株式会社として投資家の信認を得られるよう、当然確保していくことが求められるものだと考えています。

以上が1でございます。

特に「2 「所見」の観点からの評価」として、所見を作りました折に、4つの準則として、定型的業務か、非定型的業務か。市場価格の存在する業務か、あるいは相対で価格形成を行うような業務か。ALM、資産負債総合管理から見て、緊要性の高い業務か、低い業務か。4つ目として、コアコンピタンスとの関係が強い業務か、弱い業務かといったものをその所見の中で挙げてきています。

特に今回におきましては、コアコンピタンスとの関係であるとか、定型的業務かどうかといった点が関係してくるかと思われまますので、このような視点につきまして御議論いただければと考えております。

「1 基本的な考え方」、「2 「所見」の観点からの評価」の結果として、後半、結論部分として「3 申請に係る業務の認可に関する考え方」で結論を

書いていくことになろうかと思えます。

その際「（１）業務認可に当たっての考え方」ということであって「（２）業務を実施する場合の留意事項」としては、従来から「金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始の後においても、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある」という文章が書かれております。今回どうするか、ほかにさらに付け加えることはあるかどうかということがございます。

さらに「４ その他」で「フォローアップ等」というところですが、従来から「金融庁長官及び総務大臣は、株式会社かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢全般について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認する」といったことを例文的に書いてきておりますけれども、そのほか、この際、言っておくべき事柄があれば、何か付け加えていただくことがあろうかと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明であります、それに対して御自由に御発言をお願いしたいと思います。全体の構成について、あと個々具体的に、こういう事項を盛り込むべきではないとか、この点についてこういう整合する考え方によるのかといったこと、どういう観点でもどういう内容でも結構でございますので、お気付きの点について御自由に御発言をいただければと思います。

私の意見という意味ではないのですが、委員の皆様方に御意見を出しやすいようにということで、前々回の委員会で私が気が付きましたのは、一つは、先ほどの金融庁等への質疑にもありましたが、要するに、がん保険についてかんぽ生命保険というのは取扱いが今まで未経験でありましたが、そこでそういった未経験のかんぽ生命保険が郵便局を教育・指導することについて、本当にそういう教育・指導ができるのかということが確か前々回の意見で一つ出ておりました。

郵便局への指導部隊はもちろん持ってやっているわけですが、がん保険については、むしろ郵便局は経験がありますけれども、かんぽ生命保険自身は未経験でありますので、その点についての御意見が前々回の委員からも出ていたかと思えます。

あと一つ、前々回の委員会では、現在、郵便局で扱っているがん保険は他社商品であります、それよりも高額のものを今回は扱うということで、商品の差別化が行われているわけですが、もちろん、それがアフラックの商品

に今回はなるわけでありますが、購入される方、契約される方が、かんぽ生命保険の商品であるという誤解を受けるのではないか、その辺りの注意が必要ではないかといった御意見も確か出ていたかと思えます。

そういうことは、いずれもきちんと業務が遂行される、教育・指導が遂行される、あるいはそういった商品が、どこの会社が販売する商品であるかという誤解がないようにするためにどうしたらいいのかといったことも、多分、意見書の中に盛り込む必要があるのではないかなと思っておりますけれども、どういう観点でも結構でございますが、委員からお気付きの点を。

それでは、三村委員どうぞ。

○三村委員

今、委員長がおっしゃったことと関係するのですが、この間の学資保険のように、かんぽ生命保険が独自で自社開発した商品の場合と、このように受託販売で、既に色々な他社商品を扱ってきているということですが、更にそこに、ある意味での教育・指導という業務も入れて積極的に対応する商品の場合と、少しニュアンスが違うというところをどう扱うかということだと思います。

そうしますと、先ほど金融庁から御指摘がありましたように、やはり提携、連携しながら指導する、教育するということですが、その役割分担とか、それから、かんぽ生命保険がどこまでをいわゆる責任領域とされて対応するかとか明らかにしておく必要があります。ただ、将来的には、これを通してかんぽ生命保険は御自分の能力を高めていくことになるわけですから、余りそのところを厳密に線引きはする必要はないと思うのですけれども、やはりこういった連携とか提携したときのかんぽ生命保険と他社生命保険会社との在り方と役割分担について、きちんとしたルール化とか、そういったようなことを後で検証可能なようにしておく必要があるかなとは思っています。

○増田委員長

分かりました。

今の点は、ここでの論点整理で言うと大きな3番のところに関わってくる話で、(1)と(2)、いずれにも多分関わってくる話なのだと思うのですけれども、ほかにはいかがですか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。

先ほど競争条件のところ、金融庁がかんぽ生命保険と他の生命保険会社との競争を阻害するものではないけれども、例えば手数料の公正さについては担保をすべきで、その辺は一つの検証というか、見ていくポイントではないかとおっしゃったことなど、適正な競争関係というところは大変微妙なところでは

が、私たちが判断をしていく上で幾つか今日のお話でヒントを頂いたように思いまして、私は、表現振りなど具体的な文章としては提案できないのでございますけれども、問題があるというよりは、ないのではないかと。どうしてそう判断できるかというところは、少し丁寧に書かなければいけないと思いました。

また、私自身はこの「基本的な考え方」は、前回の学資保険の検討でも配慮しましたが、やはり第一義的には、「利用者利便の向上」がまさに郵政民営化の重要な目的ですし、その観点から、この取組みが、長寿社会の中においてがんが死亡原因の上位にあることから国民の関心も高まっているので、こういうサービスが充実することの意義というのは、そんなに長い文章である必要はありませんけれども、書く必要があるのかどうなのかという点についてはちょっと気になりました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

老川委員、どうぞ。

○老川委員

本質的な問題ではないのです。留意事項のどこかに触れるという形だと思うのですが、この業務をやっていく場合に、現在でも不祥事、事故、あるいは犯罪、横領とかそういうものも、時々、報告を見ていると相変わらずある。こういう現実があるわけで、他社の仕事も受託してやっていくことになりますと、そこら辺はこれまで以上にこういった金銭の取扱いについて、郵便局もかんぽ生命保険も一段と教育・指導を徹底してやっていただくことが必要だろうと思います。

特に今回のアフラックのがん保険の受託販売というのは、将来的には完全民営化された場合は独自の新規業務ももっと色々広げていくのでしょうから、そういう場合、郵便局なりかんぽ生命保険に対する信頼度を、現在は信頼度はかなり高いと思うのですが、損なわないようにやっていく必要があるのではないかなと。そういう第一歩としても非常に大事なステップだと思いますので、そこら辺をどこか最後の方にでも触れていただいたらいいかなと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

今のことで触発されて、ごめんなさい。

それはとても重要なことだと思うのです。「教育・指導」といいますと、保険知識のことが第一義的には求められて、お客様に対しての説明責任を果たす

ことになると思うのですが、「教育・指導」の中身に、まさに今おっしゃった「コンプライアンス」、「モラル」、もちろん「法律を守る」ことを含めて、「教育・指導」の内容が、保険知識だけにわい小化されないような記述が必要ではないかと私も思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

では、米澤代理どうぞ。

○米澤代理

一つは、適正な競争関係という点に関しましては、今回はパブリックコメントにおいて一つも団体からというか、業者から意見が出てこなかったということは、事前においては、そんなに深刻な、競争関係を阻害するようなものではないことの証左ではないかと思っておりますので、この点はなかったということをし評価してもいいのかなと思っています。もっと何か出てきてもいいような感じがするのですけれども、そういう点は一つの事実として、今までのほかの新規業務に関しては必ず幾つか意見が出てきたのに対して、今回は個人以外のは出てこなかったということは、それほど競争関係に深刻な影響を与えることではないという理解でよろしいのではないかと考えています。

先ほどから「1 基本的な考え方」の「(3) 業務遂行能力・業務運営態勢」のところでお話が出ていましたけれども、今日の説明のところでも、アフラックが行う部分、かんぽ生命保険が行う部分、教育・指導があって、分担することのお話も出ていたのですけれども、まさにそうだと思いますけれども、分担の際、きちんと本当に責任の所在は明らかにしておかないと、そういう空白ができてしまうと、いや、お前の方の責任だとかということにならないように、そのところは明確にしておいていただきたいと思っております。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

今、私も、金融庁、総務省のこれまでの書面でのやり取り、あるいは直接聞いたのですが、両省庁とも特段大きく問題視するような点を考えているということではないようですし、これまで一般的に売られているがん保険であり、一方で、郵便局に対する新たな教育・指導業務自体が、一般的にかんぽ生命保険でこれまで行われてきたということでもありますので、方向性としては両省庁とも認可する方向で、今、恐らく考えておられるのだと思いますが、その際に、委員がお話しになった、特に留意をする事項について我々の方できちんと意見を言っていくと。

その時に、今、色々出ました意見について、それぞれ相矛盾するというのではなくて、より認可する際に慎重にこういった点を確認する、あるいはその後のフォローアップを十分に促していくということで恐らくいいのではないかと思います。ですから、我々の意見書もそういう方向で取りまとめをしていけばいいのではないかと。

一昨年秋、11月に学資保険の改定をした際の当委員会の意見書を御記憶かと思えますけれども、この論点整理は基本的にはそういう際の意見書の立て方に従って論点整理が書いてありますが、今、出てまいりました意見をこういう論点整理の項目の中に盛り込んで、それでまとめて、次回、審議するということで進めていってよろしいのではないかなと私は思ったところであります。

今日、色々取りまとめをしていく上で、事務局に特に申し上げておくべきことがありましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○増田委員長

それでは、事務局から何かありますか。いいですか。

若林事務局次長、どうぞ。

○若林事務局次長

次回の開催の日取りにつきましては、別途、御連絡させていただきます。

以上です。

○増田委員長

分かりました。

この後、私から記者会見を行うこととします。

本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。